

平成 22 年 8 月 27 日

大阪府知事 橋下 徹 様

大阪府地方独立行政法人評価委員会
委員長 奧林 康司

意 見 書

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 31 条第 2 項に基づく、地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る大阪府地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

平成 18 年度から平成 20 年度までの各事業年度の業務実績に関する評価結果等を踏まえ判断すると、全体として中期目標及び中期計画のとおりに進捗している。地方独立行政法人の自律性や機動性を活かして、府の医療施策の実施機関として担うべき医療を着実にを行い、診療機能の充実や患者サービスの向上を図りながらも、本中期目標期間中の不良債務解消の目標達成にめどを立てるなど、職員が一丸となった取組みにより、医療サービス向上と収支改善の両面において、成果を上げている点は高く評価できる。

今後は、新たな府の政策医療課題に対応するとともに、引き続き、府域の医療をリードする質の高い医療サービスを提供することが期待されており、事業収益を活用して、老朽化施設や機器の整備・更新をはじめ、優秀な医療スタッフの確保・育成、職員のモチベーション向上など、診療機能を高めるための基盤づくりに積極的に取り組む必要がある。

また、これらの取組みを通じて、安定的な収益構造の構築を図り、医療や病院経営をめぐる環境変化に柔軟に対応できるような運営体制の確立が今後ますます重要である。

以上